



金 沢 市 公 報

号外第13号の2

平成28年(2016年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 条 例

○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(税 務 課) 1

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第39号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第42条の3中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第42条の7中「若しくは第12号」を「、第12号若しくは第16号」に、「同条第4項」を「第4項」に改める。

第118条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第9条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改める。

附則第9条の3第7項第5号中「費用」の次に「及び政令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第16条及び第17条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第19条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の金沢市税賦課徴収条例（次項及び次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の3第7項第5号の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了する同項に規定する住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に地方税法等の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した同項に規定する住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成28年(2016年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄